

諮問日：平成30年6月4日

答申日：平成30年11月8日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年5月17日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による平成29年度軽自動車税徴収処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求に係る処分

処分庁は、平成29年5月12日付けで、審査請求人に対し、平成29年度軽自動車税徴収処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、平成29年5月13日に本件処分があったことを知った。

2 審査請求

審査請求人は、平成29年5月17日付けで、審査庁に対し、「青森市長の平成29年5月12日付け平成29年度軽自動車税に係る納税通知書（以下「本件納税通知書」という。）による処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨の審査請求書を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 賦課の根拠となった法令の具体的な条文そのものが記載されていない本件納税通知書は不当である。
- (2) 延滞金が加算される税額及び具体的な延滞金の割合が記載されていない本件納税通知書は違法又は不当である。
- (3) 納付場所の一つとして記載されている「MMK設置店」とは何のことなのかの説明を記載していない本件納税通知書は不当である。
- (4) 督促手数料・延滞金・合計欄に関して不備な記載をしている本件納税通知書は違法又は不当である。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び青森

市市税条例（平成17年青森市条例第62号。以下「条例」という。）の各規定に基づき、賦課期日時点において本件原動機付自転車を所有していた審査請求人に対して課されたものであり、納税の義務について審査請求人に争いはないことは、審査請求人の反論書によっても明らかであり、処分庁が、本件処分に当たって、法及び条例の規定の適用を誤った事実も認められないことから、違法及び不当な点は存しない。

イ 本件処分は、法及び条例の内容について適否を判断して処分内容を決定するという裁量が処分庁に認められている性質のものではなく、法及び条例に基づいた法適用の結果であるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

ウ 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述のなかで、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件納税通知書による処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年6月4日 諮問書の受理

平成30年9月28日 調査審議

平成30年10月31日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

(1) 法第1条第1項第6号において、納税通知書には、賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載することとされている。

(2) 延滞金について、法第455条第1項において、軽自動車税の納税者は、納期限後にその税金を納付する場合においては、税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないことが規定されている。また、延滞金割合について、法附則第3条の2第1項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項において、各年の特例基準割合（財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合は特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合は当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とすることが規定されている。

2 本件処分について

地方税法総則逐条解説（平成29年12月一般財団法人地方財務協会発行）によれば、法第1条第1項第6号の納税通知書は、賦課額を確定し、納付を命令するものであることから、これに記載すべき事項について記載せず、又は誤って記載した場合にはその賦課が取り消すべき処分となる場合があるとされている。

前記1に掲げる関係法令の規定に照らすと、本件納税通知書には、法定事項が全て記載されており、また、誤った記載もないことから、本件処分は、取り消すべき処分に当たらないと認められる。

なお、審査請求人は、賦課の根拠となった法令の具体的な条文そのものが記載されていない本件納税通知書は不当である旨主張しているが、納税通知書は、課税内容について納税者が理解するためのものであることから、課税の根拠となった条文の条名とその主な内容が記載されていれば、記載すべき事項について記載せず、又は誤って記載したものとは言えないと認められる。

その他、審査請求人の主張は、いずれも本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会	会 長	遠藤 哲哉
	委 員	磯 裕一郎
	委 員	蝦名 和美